

覚書

(以下、「甲」という)と ROJEN 株式会社(以下、「乙」とは、平成 年 月 日付をもって締結した代理店契約書(以下、「原契約」という)監視、下記のとおり覚書を締結する。

第 1 条 原契約第 9 条の第 1 項に基づき、甲が乙へ依頼する本件業務の内容は(仕様書及び作業指示書の書類名称)のとおりとする。

第 2 条 原契約第 11 条の第 1 項に基づき、乙が甲へ販売する商品の卸価格並びに販売価格は別紙 1、セミナー費用は別紙 2 のとおりとする。

第 3 条 ロジェン商標の使用ガイドラインは別紙記載のとおりとする。

第 4 条 本覚書に定めのない事項については、原契約のとおりとする。

第 5 条 本覚書に関する疑義又は本覚書に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上、本覚書の取り決めとして本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各一通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 2 5 日

甲

乙 東京都新宿区上落合 1-14-10
ROJEN 株式会社
代表取締役 信澤 美帆

覚 書

様(以下「甲」という)と ROJEN 株式会社(以下「乙」という)は次の事を確認した。

美整オイル等 ROJEN 株式会社製品の販売について次のとおりとする。

1. 「甲」から「乙」へのご注文は、すべて「乙」の指定する販売店へ直接発注とする。
2. ①各販売者「甲」への卸価格(税込)は以下のとおりとする。

10～29本 10,000円

30～49本 9,500円

50～99本 9,000円

100～ 8,000円

②美整オイルの使い方をお客様へ教えるセミナーなどについての料金設定。

設定金額は基本的に「甲」のお客様サービスとなるように、無料で教えることができる授業から、金額設定は上限を3万円とする。それ以上の金額設定を希望する都度に ROJEN 株式会社へ報告をし、承諾を得ること。

3. 購入代金は先払いとする。
4. 甲からの毎月購入本数は10本からとし、やむなく中断する場合は乙へ連絡し了承を得ることとする。尚、中断した場合は新年度からの発注とし、中断した年度は無効とする。
5. 甲からの発注先は以下のとおりとする。
 - ① 株式会社 Happy Happy Crystal School
 - ② ROJEN 株式会社
6. 「甲」と「乙」が取り交した覚書に違反した場合及び「甲」が定めた販売価格を厳守しない者は直ちに契約を解除する。

以上

令和2年10月25日

甲

乙 東京都新宿区上落合 1-14-10
ROJEN 株式会社
信澤 美帆